

# 監査委員公表

## 監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月13日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂
同	砺山	和仁
同	浅田	ますみ
同	ごう	まなみ

# 令和2年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

## 第1 監査の概要

令和元年度における長崎県公営企業会計（2会計）に対する財務監査（定期監査）を、長崎県監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

### (1) 監査の対象

令和元年度 長崎県交通事業会計

令和元年度 長崎県港湾整備事業会計

### (2) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査した。

## 第2 監査の結果

### 1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

#### 令和2年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区分	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
指摘事項	1	5	6
指導事項	3	1	4
意見	2	3	5
計	6	9	15

監査結果は、次の区分により取り扱う。

#### (1) 指摘事項

- 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- 機関の意思決定が適切になされていないもの
- 収入確保に適切な措置を要するもの
- 予算を目的外に支出しているもの

不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの  
経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの  
前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの  
その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの

県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

## 2 指摘事項及び意見

### (1) 交通事業会計（交通局）

#### 指摘事項

##### ア 破産更生債権等について

決算時において未収金計上後6月以上経過し、回収に注意を要する破産更生債権等の当年度末の額は、60,420千円と前年度末の60,395千円から25千円増加しているが、同債権にかかる債務者の6月以上経過していない未収金を加えた額で比較すると60,913千円となり、前年度末の61,040千円から127千円減少している。

破産更正債権等に分類され、さらなる未収金の発生が懸念される債務者の債権については、一定期間の経過の有無に拘わらず、直ちに破産更正債権等として整理した方が、より実態を反映したものになると思われるため、分類基準について見直しを検討されたい。

また、新たな未収金の発生を防止するとともに、必要に応じ速やかな法的措置を講じるなど、適正な債権管理に努めること。

#### 意見

##### ア 経営状況について

当年度の営業損益及び経常損益については、いずれも損失が生じ、営業損益で1,588万円、経常損益で637万円、前年度より収支が悪化している。

収支が悪化した要因は、軽油費の減などにより営業費用は減少したものの、それ以上に令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による運輸収入の減のため、営業収益が減少したことによるものである。

当年度の事業収支については、純損失が2億7,056万円で、前年度より484万円悪化している。

また、流動比率は82.1%となっており、前年度より21.0ポイント悪化している。

少子高齢化による人口減少やその他交通事業を取り巻く厳しい課題に加え、新型コロナウイルス感染症のように経営に影響を及ぼす新たな環境変化も見られることから、令和2年度から新設された経営戦略室を中心として経営計画の見直しを行うなど、さらなる収支の改善に努める必要がある。

#### イ 事故発生の防止について

令和元年度は、交通違反に起因する人身事故や、不注意による追突事故など、輸送の安全性の確保をゆるがす大きな事故が発生し、結果として、事故処理費用支出が増加している。これは、翌年度保険料契約の増額にも繋がることから、経営に与える影響も看過できない。

交通局としても乗務員等への安全教育等を計画的に実施されているとのことではあるが、公共交通機関として輸送の安全性の確保は重要であるため、今後とも事故発生防止に向けて、研修内容の見直し、職員の意識啓発などのさらなる対応策を講じ、安全運行に努める必要がある。

## (2) 港湾整備事業会計（長崎港湾漁港事務所）

### 指摘事項

#### ア ヤギ・羊による除草の効果検証について

前年度及び当年度、福田神ノ島地区の未売却地の除草を行うに当たり、ヤギ・羊による除草を行った場合の「効率性や経済性について効果の検証を行って、今後の県有地管理の一手段として導入していけるかを検討する」ことを目的として、NPO法人と委託契約を締結している。

当年度の同委託契約（契約期間：令和元年5月15日～11月8日）の終了後の令和2年3月には、長崎港湾漁港事務所において、前年度及び当年度に実施したヤギ・羊による除草等業務委託にかかる効果検証をとりまとめている。

しかし、委託期間終了後、当事務所が行った検証結果のとりまとめが令和2年3月下旬と遅れたこともあり、検証で効果的とした2月末からのヤギ・羊の放牧開始が実施できず、また、費用対効果の分析では、ヤギ・羊による除草のための条件整備に係る費用を含めていないなどの確かな分析がなされているとは認め難い。

改めて前提となる管理目標や条件、費用等を再整理して検証内容を見直し、とりまとめを行うこと。

## イ 土地の貸付について

漁協に使用料を免除して貸し付けている毛井首地区の土地について、同土地の地先の物揚場等の港湾施設が袋地になっており、当該港湾施設を利用する上で支障となりがねない。このため、会計閉鎖後も含め、今後引き続き貸付を継続する場合は、通行可能なスペースを確保できるような条件を付すなど、当該港湾施設の利用に支障が出ないような方策を講じること。

## ウ 工事監督支援業務委託について

- (1) 長崎港公営企業港湾整備工事に係る工事監督支援業務委託について、当初設計時の対象工事が、箇所数（15箇所→5箇所）、金額（7.5億円→1.1億円）とも大幅に減少したにもかかわらず、当該支援業務に係る業務量は変わらないとして、対象工事の減少による減額の検討は行っていない。

長崎港湾漁港事務所によると、各工事に係る支援業務の一部を限定して受託者に行わせ、残りの業務は事務所職員で行うこととしていたが、対象工事の減少に伴い、変更後の全工事で支援業務の対象となる全ての業務を行わせることで、業務量の減少はないとしている。

しかし、実際の発注では、仕様で業務の内容を限定しておらず、受託者は当初設計時の対象工事で当該支援業務に係る全ての業務を行う前提で落札しているため、この契約において対象工事の減少は、そのまま業務量の減少に繋がると認められる。

業務を外部に委託する場合は、発注する段階で契約内容を明確にして仕様を定めるとともに、契約内容に変更が生じたときは変更契約等の手続きを適切に行うこと。

また、工事監督支援業務の実施に当たっては、外部委託だけでなく、新たに職員を配置する方法も含めて、経済性を念頭に置いた検討を行うこと。

- (2) 当該支援業務の対象工事の「長崎港神ノ島地区整備工事(園路土工)」について、その工事費の一部が資本的支出として福田神ノ島地区土地に計上されているにもかかわらず、当該支援業務は職員を補助する役務の提供であるとして委託料を人件費（事務費）と整理したため、その全額を収益的支出として計上している。

しかし、工事監督支援業務の委託料は、工事に伴って生じた請負業務に係る経費であり、委託料のうち資本的支出に該当する工事に付随して生じた業務分は、資本的支出に係る経費として適切に計上する必要がある。

適正な会計処理を行うこと。

## エ 国有資産等所在市町村交付金について

沖平地区の未売却地のうち、国立研究開発法人水産研究・教育機構に貸付を行っている土地については、貸付契約が年度更新であることを理由に国有資産等所在市町村交付金の算定対象に含めていない。

しかし、短期間の貸付であっても、貸付契約の更新の結果、長期間にわたって特定の区画を特定の者が使用している状態となっている場合は算定対象となることから、上記の土地を算定対象に含めて、同交付金の交付額を適正に算定すること。

## 意見

### ア 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が1億2,633万円となっており、その結果、累積欠損金は23億3,760万円に増加している。

当年度は、福田神ノ島地区の土壤汚染対策に係る地質調査等により測量調査費が前年度に比べ1億1,744万円増加した一方で、土地売却益が前年度に比べ1億67万円増加し、また、たな卸資産の時価評価などによる資産減耗費が前年度に比べ9,699万円減少したことなどから、単年度収支は改善している。

また、累積欠損金が多額となっているが、自己資本金が83億6,394万円と大きく、累積欠損金を加味した資本合計額は65億5,344万円であり、預金も25億988万円を有していることから、経営に支障はない。

当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる状況にある。

当会計は令和2年度末に閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。

貸借対照表（令和2年3月31日現在）

（単位：千円）

区 分		金 額	区 分		金 額	
資 産 の 部	固定資産	1,860,202	負 債 の 部	固定負債	59,630	
	有形固定資産	1,859,620		保証金	59,630	
	土地	1,813,443		修繕引当金	0	
	建物	45,386		流動負債	147,499	
	その他	791		未払金	143,843	
	無形固定資産	582		賞与引当金	3,599	
	投資	0		その他	56	
	有価証券	0		繰延収益	276	
	未収金	0		長期前受金	369	
	貸倒引当金	0		収益化累計額	93	
	土地造成	2,331,080		負債合計	207,405	
	完成土地	2,331,080		資 本 の 部	資本金	8,363,940
	流動資産	2,569,565			自己資本金	8,363,940
	預金	2,509,879			剰余金	1,810,497
未収金	56	資本剰余金	527,104			
貸倒引当金	0	利益剰余金	2,337,602			
その他	59,630	資本合計	6,553,442			
資産合計	6,760,847	負債・資本合計	6,760,847			

（注）表示単位未満の四捨五入処理により、合計が一致しない場合がある。

## イ 土地売却について

当会計における分譲用の造成土地の売却実績は、当年度においては5件、15,636㎡であり、前年度より676㎡減少しており、当年度の売却目標（20,000㎡）も達成していない。

この結果、当年度末の長期貸付土地を除く未売却地はまだ17.2haあり、そのほとんどは福田神ノ島地区に残っている。

当年度の売却促進の取組としては、福田神ノ島地区において、販売単価の見直しや土地購入者の土壤汚染対策に係る負担軽減のための地質調査の実施、土壤汚染対策に要する費用を補助する制度の創設などにより売却条件の向上を図っている。このほか、引き合いがあった企業との継続的な情報交換、県や長崎市の企業誘致所管部局と連携しながらの営業活動などを行いながら売却促進に努めているところであるが、関係部局等とのより一層の連携を図りながら、令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に注力すべきである。

## ウ 非売却地の移管について

会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、「会計閉鎖対策検討会議」において、非売却地を長崎市へ移管できるもの、県内部へ移管するもの、隣接の民間への売却等を行っていくものなど5区分に分類して、市への移管や隣接者への売却等の交渉を行っている。

当年度の実績は、受入内諾を得た土地はあるものの移管実績はなく、民間への売却が3件（926㎡）となっている。

令和2年度末の当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。

非売却地移管の進捗状況（令和2年3月末時点）

区 分	令和元年7月の分類	うち受入内諾等 (注1)
	（上段：箇所数 下段：面積（㎡））	（上段：箇所数 下段：面積（㎡））
長崎市が条件付きで移管受入可能としており、条件整備（補修工事、分筆測量等）を行っていくもの	1	1
	107	107
長崎市が条件付きで移管受入可能としているが、条件整備（境界確定、不法占用物件撤去等）が困難なもの	11	6（4）
	15,744	8,032
長崎市が現況等から移管受入困難としているもの	62	9（7）
	330,223	18,193
港湾施設等として県内部へ移管するもの	13	13
	37,261	37,261
隣接の民間へ売却等を行っていくもの	31	(注2) 5（2）
	223,085	957
合 計	118	34（13）
	606,420	64,550

（注1） 括弧内は、内数で一部受入内諾等の箇所数を示している。

（注2） 売却済みの3件（926㎡）を含む。

### 3 指導事項

(単位：件)

項目	交通事業会計	港湾整備事業会計	計
財産管理関係	1	1	2
事務処理関係	2	0	2
会計処理関係	0	0	0
計	3	1	4

(別紙)

令和2年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監査対象機関	予備監査年月日	委員監査年月日	監査委員氏名
長崎県交通事業会計 交通局	令和2年5月25日 ~ 令和2年5月26日	令和2年7月14日	濱本 磨毅穂 砺山 和仁 浅田 ますみ ごう まなみ
長崎県港湾整備事業会計 長崎港湾漁港事務所	令和2年5月19日 ~ 令和2年5月20日	令和2年7月14日	濱本 磨毅穂 砺山 和仁 浅田 ますみ ごう まなみ